

（参考資料2） 参照条文

○旅館業法（昭和23年法律第138号）（抄）

第一条 この法律は、旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により、旅館業の健全な発達を図るとともに、旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もつて公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

第二条 この法律で「旅館業」とは、ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業及び下宿営業をいう。

2 この法律で「ホテル営業」とは、洋式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。

3 この法律で「旅館営業」とは、和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。

4 この法律で「簡易宿所営業」とは、宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のものをいう。

5 この法律で「下宿営業」とは、施設を設け、一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいう。

6 この法律で「宿泊」とは、寝具を使用して前各項の施設を利用することをいう。

第三条 旅館業を經營しようとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。第四項を除き、以下同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を經營しようとする場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適當であると認めるとき、又は申請者が次の各号の一に該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

一～三（略）

3～6（略）

第六条 営業者は、宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、職業その他の事項を記載し、当該職員の要求があつたときは、これを提出しなければならない。

2 宿泊者は、営業者から請求があつたときは、前項に規定する事項を告げなければならない。

○旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）（抄）

（構造設備の基準）

第一条 旅館業法（以下「法」という。）第三条第二項の規定によるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 客室の数は、十室以上であること。
- 二 洋式の構造設備による客室は、次の要件を満たすものであること。
 - イ 一客室の床面積は、九平方メートル以上であること。
 - ロ 寝具は、洋式のものであること。
 - ハ 出入口及び窓は、鍵をかけることができるものであること。
 - ニ 出入口及び窓を除き、客室と他の客室、廊下等との境は、壁造りであること。
- 三 和式の構造設備による客室は、次項第二号に該当するものであること。
- 四 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること。
- 五 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
- 六 宿泊者の需要を満たすことができる適当な数の洋式浴室又はシャワー室を有すること。
- 七 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
- 八 当該施設の規模に応じた適当な暖房の設備があること。

九 便所は、水洗式であり、かつ、座便式のものがあり、共同用のものにあつては、男子用及び女子用の区分があること。

十 当該施設の設置場所が法第三条第三項各号に掲げる施設（以下「第一条学校等」という。）の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合には、当該第一条学校等から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。

十一 その他都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。）が条例で定める構造設備の基準に適合すること。

2 法第三条第二項の規定による旅館営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 客室の数は、五室以上であること。

二 和式の構造設備による客室の床面積は、それぞれ七平方メートル以上であること。

三 洋式の構造設備による客室は、前項第二号に該当するものであること。

四 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること。

五 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。

- 六 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。
 - 七 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
 - 八 適当な数の便所を有すること。
 - 九 当該施設の設置場所が第一条学校等の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合には、当該第一条学校等から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。
 - 十 その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。
- 3 法第三条第二項の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。
- 一 客室の延床面積は、三十三平方メートル（法第三条第一項の許可の申請に当たつて宿泊者の数を十人未満とする場合には、三・三平方メートルに当該宿泊者の数を乗じて得た面積）以上であること。
 - 二 階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね一メートル以上であること。
 - 三 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
 - 四 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認め

られる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。

五 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。

六 適当な数の便所を有すること。

七 その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。

4 法第三条第二項の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。

二 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。

三 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。

四 適当な数の便所を有すること。

五 その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。

(構造設備の基準の特例)

第二条 ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるものその他特別の事情があるものであつて、厚生労働省令で定めるものについては、前条第一項から

第三項までに定める基準に関して、厚生労働省令で必要な特例を定めることができる。

○旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）（抄）

第五条 旅館業法施行令（昭和三十二年政令第百五十二号。以下「令」という。）第二条に規定する施設は、次のとおりとする。

- 一 キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設
- 二 交通が著しく不便な地域にある施設であつて、利用度の低いもの
- 三 体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設
- 四 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）第二条第五項に規定する農林漁業体験民宿業に係る施設であつて、農林漁業者又は農林漁業者以外の者（個人に限る。）がその居宅において営むもの
- 五 次に掲げる要件の全てに該当する施設
 - イ 文化財保護法（昭和三十五年法律第二百四十四号）第四百四十四条第一項の規定に基づき文部科学大臣に選定された重要伝統的建造物群保存地区内に在ること。
 - 文化財保護法第二条第一項第六号に規定する伝統的建造物群を構成している建築物等（八において「伝統的建造物」という。）であること。

ハ 伝統的建造物としての特性を維持するため、令第一条第二項第四号に規定する宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備（二において「玄関帳場等」という。）を設けることが困難であること。

ニ 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。

ホ 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。

2 次の表の上欄に掲げる施設については、同表の下欄に掲げる基準は、適用しない。

| | |
|--------------------|---|
| 前項第一号から第三号までに掲げる施設 | 令第一条第一項第一号、第二号イ、第三号及び第四号、第二項第一号、第二号、第三号（床面積に関する部分に限る。）及び第四号並びに第三項第一号の基準 |
| 前項第四号に掲げる施設 | 令第一条第三項第一号の基準 |
| 前項第五号に掲げる施設 | 令第一条第二項第四号の基準 |

3 第一項第一号から第三号までに掲げる施設については、季節的状况、地理的状况等によつて令第一条第一項第六号、第八号及び第九号、第二項第六号並びに第三項第四号の基準による必要がない場合又はこれらの基準によることができない場合であつて、かつ、公衆衛生の維持に支障がないときは、これらの基準によらないことができるものとする。